

○議長（木下一己君） 会議に先立ちまして、去る4月18日に逝去されました、環境未来都市推進課参事 故 ^{ながおかつろう}長岡哲郎氏に謹んで哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと存じます。皆様、御起立をお願いいたします。

（起 立）

○議長（木下一己君） 黙祷。

（黙 祷）

○議長（木下一己君） 黙祷を終わります。御着席ください。

（着 席）

○議長（木下一己君） 4月1日付けの人事異動により、課長職に異動がありましたので、局長から紹介をいたします。

○事務局長（古屋宏彦君） 私から、異動のありました課長職を御紹介申し上げます。総務課長を兼ねて環境未来都市推進課長になりました、田村課長を御紹介します。

○総務課長 兼 環境未来都市推進課長（田村泰司君） よろしくをお願いいたします。

○事務局長（古屋宏彦君） 総務課主幹から議会事務局長になりました、古屋です。どうぞよろしくをお願いいたします。以上で課長職の紹介を終わります。

午後2時2分 開会

○議長（木下一己君） ただ今から、平成30年第2回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番 斉藤好信 議員及び4番 奈須憲一郎 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第 3 諸般の報告を行います。

報告事項は、御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(木下一己君) 日程第 4 行政報告を行います。

町長。

○町長(谷 一之君) 行政報告を行う前に、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

春のシーズンを迎え、既にゴールデンウィークを終えたばかりでございますが、5月に入りましてもなかなか気温が上がらず、肌寒い日が続いております。それでも、道内においては桜前線が北上し、本町でのこれからの開花が待ち遠しい季節になってまいりました。

このような折、議員各位には、本年第 2 回臨時会の御案内をさせていただきましたところ、大変御多用の中、御出席を賜り、心より感謝申し上げます。

今臨時会に諮る案件は、単行案件 2 件、予算案件 1 件、さらに承認案件 2 件の計 5 件で、そのほか行政報告 2 件でございます。議員各位には、議案審査に当たりまして、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告 2 件について報告をさせていただきます。

下川町幼児センター保育料の算定誤りについて、御報告申し上げます。

平成 30 年 3 月、「第 3 号認定子ども」多子軽減に伴う保育料の見直しを行っていたところ、「第 2 号認定子ども」の第 2 子分保育料の算定誤りが判明いたしました。

本町では、幼児センターを利用する子供の保育料は、第 2 子から軽減措置及び無償化するなどの多子軽減措置を実施しているところであります。

本件は、第 3 階層から第 5 階層に属する第 2 子の保育料について、半額徴収するところを誤って無償としておりました。

また、第 5 階層に属する子供について、多子カウントの年齢制限についても誤りがあり、最年長の子供から順にカウントしていたため、保育料を算定しなければならない子供を無償としておりました。

要因については、子ども子育て支援法施行令の一部改正に伴い、国の制度改正に併せ、市町村民税非課税世帯の第 2 子以降無償化の制度改正を行いましたが、第 5 階層までの第

2子を無償化するものと考え違いしたままシステム改修を行い、保育料を誤って算定したものでございます。

算定誤りの対象者は18世帯18名、対象期間は平成29年9月から平成30年3月分までの7か月分、過少徴収額は128万1,000円であり、早急に該当世帯を訪問し、謝罪と概要の説明を行い、今後の徴収についての御了承を頂いたところであります。

今回、保育料の算定誤りのあった方々に多大な御迷惑をお掛けし、町民の皆様の信頼を損ねたことに深くおわび申し上げます。

今後このようなことがないように、法改正等について十分熟知するとともに、他の課の事務も含めチェック体制の強化と再発防止のため、適正な事務処理に努めてまいります。

以上申し上げ、下川町幼児センター保育料の算定誤りの行政報告とさせていただきます。

次に、SDGs未来都市への応募について、御報告申し上げます。

SDGsは、2015年9月に国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成された国際的な目標であり、日本政府としても安倍総理を本部長とするSDGs推進本部を設置し、積極的に推進しているところであります。

本町は、昨年12月に、環境未来都市の具現化などの取組と実績を中心に、第1回ジャパンSDGsアワード本部長賞…いわゆる内閣総理大臣賞を受賞したところであります。

また、政府内では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」及び「SDGsアクションプラン2018」が策定され、地方創生に資する地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取組の提案を公募し、SDGs未来都市及びSDGs未来都市の中でも先導的な取組を自治体SDGsモデル事業として選定することとされたところであります。

このSDGs未来都市は、都道府県及び市区町村を対象に、2月26日から3月26日を期間として提出書類の募集が行われたところであります。

本町におきましては、昨年9月から、次期総合計画、環境未来都市計画の策定に向け、総合計画審議会内にSDGs未来都市部会を設置し、職員プロジェクトとともに、「2030年における下川町のありたい姿」の議論を進めてきており、パブリックコメント手続き等を経て、4月21日に同部会から報告を受け、今後この実現に向けた計画を策定していく予定であります。

SDGs未来都市は、経済面、社会面、環境面の三側面の統合的取組や相乗効果、自律的好循環などが基本的な考え方であることから、これまで本町が取り組んできた方向性や取組などと極めて親和性が高いと考えているところであり、今後の取組をより効果的に進めていくため、この「2030年における下川町のありたい姿」とその実現のための事業打ち手案をベースに提案をしたところであります。

なお、政府の選定スケジュールでは、5月下旬から6月中旬にSDGs未来都市の選定及び選定証交付式の予定となっているところであります。

以上、議員各位、町民の皆様の特段の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

以上、2件について行政報告をさせていただきました。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第5 議案第1号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が700万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本財産の取得につきましては、下川町B&G海洋センタープールに設置、使用する、プール上屋シートの老朽化に伴い、この度、新たに購入するものであります。

経過につきましては、下川町物品購入検討委員会規程に基づき、4月12日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入指名業者について検討いたしました。

その結果、これまでの業績と今回購入物品を勘案し、3者を指名の上、指名競争入札を行ったものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） このプール上屋シートの材質と耐用年数を教えてほしいと思います。現に町内でこのシートを利用した牛舎が…平成7年から使用しております。それがいまだに補修も何もしないで使っております。

そして、このプール上屋シートは張り替えてから何年経っているのか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（堀北忠克君） 今の質問に回答したいと思います。

まず、耐用年数については、10年から12年というふうに聞いております。今回のシートにつきましては、平成14年に取替工事を実施しております、15年経過しております。

後、この素材については、ダイニックPH6000AFという素材です。前回使っているの

もこの素材で、実際この素材というのは、太陽光により水温の上昇しやすいこと、強度があること、加工しやすいこと、鉄骨とシートを接続する部分を二重にすることなどメンテナンスがしやすいということから、発売から 30 余年…プール等に利用されている素材でございます。

実際、昨年度、シートを設置するときに、かなり傷んでおりました、昨年度、強風が吹きますとシートが破けるという状態で、シートの中には金属も入っておりますので、破れて金属が落ちてくると利用者が危険だということで休館にした日もございます。ということで、今回更新ということになっております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） このシートを選定するに当たって、1 者だけの選定だったんですか。当然公募して何社か見積り取っているんでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 提案理由で説明しておりますが、3 者指名で行っております。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。
1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 今回の 1 号議案について、入札の年月日が提案理由の中にはなかったんですけれども、いつ入札を行ったのか。

それと、当然入札後に即落札業者と仮契約を結んで、議会の議決後、本契約ということが通常の手続きだと思っているんですが、私の経験からいくと、仮契約後、本契約に至るまでの臨時会等については、おおむね 5 日以内というのが常識だったというふうに記憶してはいますが、今回はたまたま大型連休を挟んでいますので、どのぐらい仮契約から本契約まで期間が空くのか、その期間については何ら財務規則等にも問題があるのかないのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（田村泰司君） お答えいたします。

入札の期日につきましては、4 月 25 日に入札を執行しております。

ゴールデンウィーク…連休を挟みまして、期間が少し長くなってはおりますけれども、特に入札から本契約までの期間というのは定めがないことから、問題はないかなというふうに私どもは思っております。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 仮契約の中では、議会議決後、本契約を結ぶということで、そこには期間は入ってないという解釈でよろしいんですか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） ちょっと今手元に仮契約書がございませんので、確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（木下一己君） 確認のための時間を取ります。暫時休憩といたします。

休 憩 午後 2 時 1 7 分

再 開 午後 2 時 1 8 分

○議長（木下一己君） 会議を再開いたします。

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 仮契約書の中では、特に日付の定めはございません。

その中で、議会において議決された時は、別紙契約書案により、当該物品の売買契約を締結するものとするという規定になってございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 本件の仮契約の中身は分かりましたけれども、もう一つ伺いたいのは、これ…物品購入ですけれども、土木建築工事にもこういうことがままあるはずなんです、そういった場合でも仮契約には今後も日数とか本契約に至るまでの期間というのは特に入らないという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（木下一己君） 他の工事についてもということで、建設水道課でいいのかな…はい。確認のための時間を頂きたいということでありますので、暫時休憩といたします。

休 憩 午後 2 時 2 0 分

再 開 午後 2 時 2 6 分

○議長（木下一己君） 会議を再開いたします。

答弁を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） それでは、ただ今御質問のありました内容について、御説明申し上げたいと思います。

まず、町の財務規則…こちらの第4節の契約の締結、第118条、契約書の作成の…第2項にございますが、こちらの一般競争入札、指名競争入札の落札者…落札した場合、通知を受けます。通知というのは入札した時ですね…その入札した日から7日以内に契約担当者の作成する契約書により契約をしなければならないとなっておりますが、こちら本契約のことでございまして、仮契約のことについては特に定めはございません。以上で説明の方を終わらせていただきます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 質問の趣旨を理解されてます？仮契約から本契約に至るということ…本契約というのは議会の議決があつて本契約を結べるんで。その仮契約をしてから本契約の期間までは…今、財務規則の説明によると7日以内…そうでなくて？…ここで変なやり取りできないけども…私は今そのように聞こえたから…通常、今まで工事請負なんかは5日以内を大体基本的にやっていたはずだという記憶があるんです。ですから、こういう物品であろうとなかろうと、契約については…今回はたまたまゴールデンウィークが挟まっているからそういうことだけでも、一般的には5日以内に臨時会を開催して本契約にもっていきますという答弁をしていただければ、私何ももう立つ必要ないんですけども、随分詳しく説明された割にはちょっと私の質問と違ったのかなと思ったものですから、改めてお願いします。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 契約を結ばなければならない期間については、入札から7日間という規定はございます。

ただ、仮契約から議会の議決を得た後の本契約までの期間については、規定がないということなんです。

御指摘のとおり、今回は連休を挟みましたので、非常に遅くなったということになってございますので、通常であれば速やかに発注をさせていただいて事業を実施するということとなりますので、極力その期間を…議会開催の日程の都合もございまして、なるべく短くしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） おおむね分かつたんですけども、私が質問した趣旨はですね、いたずらに仮契約から本契約まで延ばすことによって、業者の方は大変な経費がかかる場合もあるわけですよ。ですから、そういうことがないように速やかに本契約が結べるように

臨時会はある程度の一定の期間内に開くということでこれからもやっていただければ、そういうことが起きないと思いますので、質疑だけで意見は言えないものですから、そんなふうには受け止めていただきたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。
2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 先ほどちょっと言葉足らずで、聞き方を間違っていました。
3者の内訳と、この素材…それぞれほかの業者にどのような素材の提案をしたのか、同じ素材で提示をしたのかどうか、そのへん聞かせて下さい。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
教育課長。

○教育課長（堀北忠克君） ただ今の質問にお答えします。
まず、材質については先ほど申しましたように、過去の実績、各市町村で使っているプールの材質が、先ほどいったPH6000AFというもので、このほかにプールで使われている素材もあるんですけど、その素材にしますと値段が高くなること、それから耐用年数が短いということで、今回、このダイニックPH6000AFという素材で加工していただくということで仕様書を策定しております。
それで、3者につきましては、近隣市町村…大体上川中部から北部にかけての実績のある業者を調べまして、まず名寄市にある道北テント、それから株式会社ニサカ、それから旭川にある技販工業株式会社、この3者が今回の入札参加業者でございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第6 議案第2号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第2号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が700万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本財産の取得につきましては、スキージャンプ指導及び選手移動用のマイクロバスの老朽化に伴い、この度、新たに購入するものであります。

経過につきましては、下川町物品購入検討委員会規程に基づき、4月12日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入指名業者について検討いたしました。

その結果、これまでの業績と今回購入物品を勘案し、2者を指名の上、指名競争入札を行ったものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番(近藤八郎君) 何点かお伺いします。まず1点目は、2者指名ということですが、この指名の内容についてちょっとお聞かせ願いたいんですけども、車種を示しているのか、あるいは…例えば日産と三菱とか…同等であればいいということをやっているのか、そのへんどうなっているのか。それと併せて、納期はいつを予定されているのか。

○議長(木下一己君) 答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（堀北忠克君） ただ今の質問にお答えします。

今回の車両につきましては、まずフェリーに載せる関係で、車両の長さが 7m以内…7m超えますとフェリーの料金が上がります。それから、室内空間が広いこと。それから、スキー板と荷物の出し入れがしやすいよう、後ろが観音開きになっている車種ということでありまして、日野のリエッセGX、トヨタのコースターGX、この2者の製品がそれに該当するというので、この2者を指名しております。

それから、納期につきましては、8月末を予定しております。以上でございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第7 議案第3号「平成30年度下川町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 平成30年度下川町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度一般会計の第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ2,528万円を追加し、総額を48億7,128万円とするものであります。

今回の補正の要因につきましては、補助採択によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、商工労働費で、国の交付金事業の採択により、地域におけるSDGs主流化・推進基盤構築事業及びインキュベーション機能とレジリエンス機能の構築による集落自治力向上事業に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国庫支出金を計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 総務課長 兼 環境未来都市推進課長。

○総務課長 兼 環境未来都市推進課長（田村泰司君） 議案第3号 平成30年度下川町一般会計補正予算（第1号）について、お手元の議案第3号説明資料 補正予算概要書等により御説明申し上げます。

この度の補正要因につきましては、先ほど町長の提案理由にもございましたけれども、国の補助採択による補正でございます。

まず、歳出の補正内容につきましては、総務費、商工労働費におきまして、地域におけるSDGs主流化・推進基盤構築事業として1,000万円を補正計上しております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

もう一つの事業といたしましては、インキュベーション機能とレジリエンス機能の構築による集落自治力向上事業として1,750万円を補正計上しております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

この財源といたしましては、4月26日付けで内示を受けております総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金、補助率10分の10の補助により、事業を実施するものでございます。

併せて、この度、繰入金におきましては、財政調整積立基金繰入金を222万円、財源調整により減額するものでございます。

それぞれの事業の概要につきましては、説明資料の4ページ目を御覧いただきたいと思っております。

まず、今後の本町の地域づくりを進めていく上での課題といたしまして、さきに公表されました将来人口推計などから、現在の地域の経済社会構造では、このまま進みますと地域の持続が困難になるという予想がされるところであります。特に事業者の担い手ですとか、労働者の不足、生活基盤の縮小、それから少子高齢化の進行などによりまして生活をしていく上で困難な方が増えるなど、集落の維持が困難になってくるなどの課題が予想されるところであります。

このような現状を考えまして、国連が提唱し政府が推進している持続可能な開発目標…いわゆるSDGsを取り入れたバックキャスティング…未来から現在を見て必要なものを考えていくという考え方でありまして、2030年における下川町のありたい姿を策定しているところであります。

その実現を図るため、今後、SDGs未来都市計画、また、次期総合計画を策定すると

ともに、その中でその打ち手となる事業を展開していくこととしているところであります。

しかしながら、厳しい財政状況の中、国の有利な財源を確保しながら、町民の皆さんや町内事業者の皆さんとの協働やその主体的な実施、その他町外企業等との連携を促進していくなど、事業展開を図っていく考えでございます。

続きまして、補正予算の概要でございますけれども、まず、過疎地域等自立活性化推進事業として、総事業費で1,250万円、内補助金1,000万円でございます。

この事業の内訳としては、総務費、企画統計費の当初予算計上の旅費、手数料に222万円の財源充当分、そして、環境未来都市推進費の当初予算計上の旅費250万円も含めて、事業総体で1,250万円という考えでございます。

まず、一つ目が、計画づくりと事業形成における町民等との協働促進のためのファシリテーター招聘でございます。今後、策定を予定しております次期総合計画やSDGs未来都市計画等の策定や事業形成に向け、町民の皆さんなどとの協働により進めていく考えでございます。平成29年度から取り組んでおりますけれども、外部ファシリテーターを招聘するための経費、当初予算で計上済みの企画統計費の旅費、手数料に222万円を財源充当しているところでございます。

二つ目は、SDGsの理念や、先ほど申し上げました「ありたい姿」の普及、浸透のための冊子の制作でございます。そのSDGsの理念ですとか下川町のありたい姿を町民の皆さんに分かりやすい解説などを掲載した冊子を作成するとともに、その冊子を町外企業等へのPR等に活用するため、印刷製本費100万円、その作成の手数料100万円を補正計上したところであります。

三つ目は、SDGsを切り口とした町外企業等との連携、また、マッチングイベント等の企画実施でございます。課題解決のための事業展開に向け、町外企業等からの支援、協力、連携等が不可欠でございますので、連携促進に係るPR活動やマッチングイベント等の企画を実施するため、旅費254万円、委託料324万円を計上しているところであります。

続きまして、もう一つの事業としましては、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業でございます。当初予算で計上済みの地域運営組織研究設立支援交付金50万円と合わせて、全体事業費では1,800万円、内補助金は1,750万円であります。

この資料の④、⑤の事業につきましては、従前から社会的企業、昨年からは地域運営組織設立委員会というかたちで交付金を交付するなどして、人口減少、超高齢化に起因する地域課題の解決を図るため、住民の皆さんが主体的に下川町の地域実態にふさわしい地域運営組織の研究を行い、持続可能な地域社会を実現するため、各種事業を実施しているところであります。今年度につきましては、人材づくりや場づくりなどを中心に実施することとしております。

④の地域課題を自ら解決し続ける提案型人材づくりでは、地域課題を解決するため、町民の皆さんの主体的な取組が不可欠でございます。事業化を通じた課題解決を促進するため、専門的なアドバイス、先進事例等の共有など、側面支援体制を構築して実証を行うものでございます。

⑤のマッチングとイノベーションを生む共創の場づくりでは、地域課題解決のため、事

業化を目指す町内外の人材を応援し、活動促進、発展させる場や、機会の創出が不可欠でございまして、移動式のオフィス機能やフォーラム開催の実証により、空きスペースの利活用や集落住民との交流も促進していくものでございます。

以上、補正予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 商工労働費関係で質問をさせていただきます。

SDGsに関わる予算でございます。現状からして、現在の地域経済社会構造では地域が持続しない、そんな中でSDGsを取り入れて解決をしていくと。分かりやすいイメージで言うと、特に経済を担っていく社会…公共施設も含めてでしょうけども、成長と発展を求めるのか、定常化を求めるのか、縮小を求めるのか…いわゆるコンパクト化ですね、これの持続可能のために、どういう社会構造をつくっていくためにこの事業をやるのかというところを町民の皆さんにも分かりやすく説明をしていただければと思います。

それから、財源を確保して課題を解決していくということに対して、非常に積極的に評価できると思うんですけども、幅広く取り組むことによってですね、成果、効果が見えなくなるといふところもあると思うんで、選択と集中というのが非常に大切だと思います。

この取組でいくと、その中でも地域における産業、経済、いわゆる地元の企業が販路開拓みたいなかたちで外の企業と連携をするとか、さらには下川町に拠点を置いて新たな事業化を目指す人を誘致する、招聘するというようなイメージだと思うんですけども、先ほど伺ったとおり…どうするのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、外からいろいろな企業さんを…連携して下川に誘致、招聘していくとなると、基本的な理念が必要になると思います。何でもいいと…例えば観光でもいいし、ITでもいいし、林業でも農業でも何でもいいということになると…幅広くなっていくいろいろなことがあるんで、そこでもやっぱり選択と集中と優先して、下川町にはこういう産業が必要なんだ、こういう企業が必要なんだというガイドラインが僕は必要なんだかなと思います。

そういうことも考えて取組をしていくのかどうかという今の2点をお伺いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（田村泰司君） お答えいたします。

SDGsの今後の下川町のありたい姿の議論の中でも、町民委員さんからもずっと成長、発展を考えていくべきなのかどうかということも議論の中でございました。

現状として、当然成長と発展も考えていくんですけども、日本全体で人口が減少して

いく中で、一部ではやはり縮小するべきものも当然出てくるのではないかなということ、その部分も今後SDGs 未来都市計画、あるいはこれから策定いたします次期総合計画の中で十分議論して考えていきたいなというところがございます。

企業との関係でございますけれども、まず、下川町はいろいろ連携をさせていただいている企業がたくさんございまして、そこを中心に下川町の理念、あるいは下川町のこれまでの歴史ですとか、今後取り組んでいく考え方に共有できる企業を中心に、一緒に地域課題の解決を図っていただきたいというふうに考えておりまして、そこを中心に考えているところがございます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 担当課長からするとそうだと思います。町民の皆様と計画をつくっていく…それはもちろんそのとおりでございます。

ただ、町としてこういう方向で行くんだというところを示すのも行政の役割であるというふうに思います。

先ほど話を聞くと、成長も発展も必要だけでも、縮小も必要だと。何か明確にこういくんだというようなところがなければ、今後いろんな政策を進めるに当たって…SDGsを進めるに当たって根本的なことだと思うんですね。

ですから、是非しっかり考え方を…これを進める前にでも町民の意見を聞きながら、基本的なところの指針みたいなものを示して、下川町の現状からして持続しないんだと、地域経済社会構造では持続しないんだと、だからどういくんだというところを、町民の意見を聞くのはもちろんですけど、町の基本的な姿勢を示す必要があるのだと思います。

それから、もう1点ですね、集落の…この予算の中で、自治機能を高めるということで、御案内のとおり集落の維持が困難であるというところの課題として、その中でSDGsで解決していくということなんですけども、御案内のとおり公区の問題だとか、役員の問題とかも…ここ近々の問題だと思います。

そんな中で、この予算の中で…メニューの中で、集落自治力を向上するということがタイトルとして…事業のメニューとしてうたっております。

SDGsを入れて解決するに当たって、緊急的な課題としてやっぱり集落の維持困難な問題に対して直面する問題にSDGsとしてこの予算の中で解決…予算があるからではないですけどね…解決する取組というのが僕は必要なんではないのかなと思いますが、そのへんは…先ほど社会的企業が…ありましたけども、そういう自治機能向上のための取組というのはあるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（田村泰司君） お答えいたします。

集落の関係でございますけれども、これまでの実績として、平成28年…この当時は社会的企業設立委員会というかたちで活動しておりましたけれども、小規模多機能自治という考え方から、公区のアンケートの実施ですとか、その結果の分析、共有など、後、先進

地の視察、取組発表会の開催なども行っておりました。また、昨年の 29 年度では、地域計画策定支援事業ということで取組発表会を実施して、それぞれ地域の課題ですとか、事例を紹介するなど、活動を行ってきたところでありまして、今後においてもこの地域運営組織設立委員会の中で、その集落の課題等も踏まえた中でのいろいろな解決策を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。
4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 町民等との協働ですとか、冊子の読者として想定している町民についてお伺いしたいと思います。

2030 年がゴールということで、一番長期にわたる計画だと思います。2030 年といいますと 12 年後、6 歳の子供が現行の法律ですと選挙権を持つということで、小学 1 年生の子供たちがこれからの社会の担い手としてバトンタッチするような、ありがたい姿を描いていると思うんですが、そういった小学 1 年生…子供たちにも理解できるような内容で冊子を作成するのか。また、協働というところでは、子供たちとも手を携えながら、ありがたい姿を目指していくのか。その点についてお聞かせください。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（田村泰司君） お答えいたします。

現状、内容についてはこれから検討するかたちになりますけれども、現在、SDGs を含めた町民の皆さんとのいろんなお話の中で、非常に…SDGs…分かりづらいというお話もありますので、その部分と、これからの下川町の地域づくりとのつながりの中で、町民の皆さんに分かりやすい資料を作るということで、今後、内容については検討していくこととしております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） これからの検討ということですが、この間、国の募集のスケジュール等もあって、やっぱり急ピッチでやらなければいけなかったという部分もありまして、そういった中で、子供たちの意見を取り入れるというようなことが手続き的にどう感じいらっしゃるのか。それを踏まえて次の打ち手として、誰一人取り残さないというビジョンを実現するために、どういった手続きを重視しようとしているのか。それについてお聞かせください。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（田村泰司君） これまでの実績も踏まえてお話いたしますと、小学校は実績としてはないんですけれども、中学生と今後の下川町のありがたい姿のワーク

ショップといますか…いろいろと議論した経過がございます。そういったものを含めてですね、今後、町民の皆さんに分かりやすいかたちでお知らせできる冊子を作成していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 2、3 点お伺いしたいんですけども、一つ目はですね、今回の補正の中で、特にファシリテーターの招聘等に多くの普通旅費が費やされるような印象の説明を受けましたけれども、実際、普通旅費で予算を組むことが良かったのか、あるいはこういった…招聘する場合には一括して、例えば謝金という意味では報償費とか、そういったことで組んだ方が執行がやりやすかったのではないかと思います。補助対象経費になるかならないかのこともあると思うんですが、そのへんについてはどのように考えているのかということと、もう一つは、町外の企業等との連携促進活動というのがありますが、この中で委託料がございますけれども、この委託料については、例えば町外企業等の等というのはどういうところを考えているのか、そういったイメージが分かるものがあれば御説明願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（田村泰司君） お答えいたします。

謝金等でお支払いする方法もございますけれども、補助事業の関係もございまして、今回、旅費と手数料というかたちで計上させていただいているところでございます。

また、町外企業等のお話ですけれども、先ほども若干触れましたけれども、本町といろんなかたちで連携をさせていただいている企業、団体等とですね、連携、協力しながら、この活動を進めていきたいということで考えてございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） それでは、SDGs からちょっと離れてですね、補正予算の中でお聞きしたいんですけども、先ほど…会の冒頭に町長の方から、幼児センターの保育料の算定誤りについて行政報告がありましたけれども、今回補正にですね、例えば 128 万円でしたか…こういった額についての過年度分ということで歳入予算を組まなかった理由は何かあるんでしょうか。通常、予算ですから、総計予算主義からすると…発生していれば…29 年度で予算計上してないものですから、当然 30 年度…過年度分ということで載ってくるというふうに思っているんですが、行政報告で…こういう事ではございましたということだけで終わらせて、歳入は予算措置しないで決算上だけでやるのか。そのへんについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 今回の補正予算の中には、歳入予算については組んではございません。これにつきましては、3月末にこの件が発生いたしまして、早急に利用者の親御さん方に御説明して、お謝りをしてきたところでございまして、御了解を頂いたんですけども、額がすぐ確定できなかったということもありまして、今回載せてございませので…決算の中で御説明をさせていただきたいと思ひます。取りあえず、まだ29年度分の会計につきましては、出納閉鎖期間が…5月末までの期間がありまして、その中で若干の収入を見てはございませんですけども、確定がなかなかできないということで、決算の中で御説明をさせていただきまして、皆さんに御了解頂きたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上でございませ。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 今の質問についての答弁は、歳入の取扱いですけども、そういうことで出納の方は問題ないんですか。お伺ひします。

○議長（木下一己君） 会計管理者。

○会計管理者（中岡健一君） その事につきまして説明いたします。

まだ会計閉鎖期間…5月末までありますので、一応29年度の収入ということで、それが終わってからの滞納繰越分…補正ということだと思ひますので、その点は問題ないと思ひます。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 滞納繰越という言葉が出たんで、さらにお聞きたいんですが、ということは歳入調定しているんですね…29年度分で…調定していなければそういう事にならないはずですよ。ですから、調定をしているのであれば、当然のように29年度予算なのか30年度の…滞納繰越になって過年度分の歳入になるのか。そしてそのために今日臨時会があったら、ここに載るのが普通じゃないんですか…直近の臨時会では。まして3月定例会以降にすぐ分かって、マスコミに二度、三度と書き立てられて、それでいてまだ予算計上もできなかったということは、私は町長が単に行政報告すれば済むという問題ではないというふうに思っているから、ピシッとした手続きをちゃんと積んでおかないと、やっぱりいろいろなところに波及していきませし、そのへんが心配なので聞いているので、もう一度お答え願ひませ。

○議長（木下一己君） 会計管理者。

○会計管理者（中岡健一君） その部分につきましては、調定は起きております。以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 調定が起きておりながら補正予算等に入れないというのは、何か…特に理由があるのでしょうか。ここは理事者に聞きたいです。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 3月にこの保育料の算定誤りが発生いたしまして、その後、保護者の方々に説明をさせていただいております。3月中でしたので、先ほども申し上げたとおり、29年度分ということで正規の保育料金額については調定を終わらせております。

ただ、その保護者によっては、出納整理期間内に払込みが終わる見込みがあるかないかというのは個人個人ちょっと状況がいろいろ違いますので…額も違いますので、そのへんがございまして、まずは出納整理期間内…極力…今お話をさせていただいてきましたので、分納も含めて29年度分として収入をさせていただくと。超えた分については当然過年度分の収入ということで処理をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） いわゆる誤賦課というんですか…誤査定というんですかね、さきにもありましたけども、法律上問題ないんでしょうか。該当者に対して説明をして了解を得たと、それをまた再徴収するということについて、法的に問題がないかということをお聞かせください。

それから、先ほどあった質問の中で、これまでもこういう事例、事案があったかと思うんですが、もし分かればで結構ですけども、そういう事案のときには予算措置をしたのかどうか。

それから、こうした行政の手続きの誤り…行政の誤りにおいて、責任の所在を明確にした事例があるのかどうか…これまでですね。

その3点についてお聞かせください。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） まず1点目の、法的に問題があるかということでございますけども、年度内に誤りが分かったということでございまして、それを各保護者の方に御説明をして、了解を頂いてました。先ほど申し上げたとおり調定もさせていただいておりますので、それについては問題ないというふうに思っております。

それから、予算措置の関係ですが、ちょっとどういった案件がこういう状況であったかというのは今すぐには把握しておりませんので、その時に予算措置されたかどうかというところについても今現在の段階では把握してございません。

行政の責任の関係でございますけれども、このような案件というのはあまりなかったかと思っておりますけれども、いろいろな行政的な部分で責任の所在を明らかにしたという部分にはあったかというふうに思います。ちょっと手元にはございませんので詳しい事まではお答えできませんが、以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） これまでは責任の明確はあったかと思うんですが、この事案についてはどうお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今回の件につきましては、その手続き的な部分での誤りがあったということでございまして、冒頭、町長の方からも、町民の方々に非常に御迷惑をお掛けしたということで御詫びを申し上げているところです。

内部的には、いろいろな事例を…町、それから近隣市町村、北海道などのいろいろな事例を参考にしながら、職員に対しては厳重注意ということで処理をさせていただいているところです。

また、再発防止に向けては、当該保育料のみならず各課で所管しております様々な部分がございますので、そういった部分も含めてチェック体制をきちんとするというところで各課に通知をして取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 本提案につきまして、賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

SDGsの取組についてでございます。課題に対してSDGsを取り入れて解決していくということでございます。

そんな中で、1点、いろんな指定を受けて、それぞれ取組をしてきたところでございま

すけども、そうした指定を受けて取組を進めるに当たっては、やはり進化、発展していかなければいけないと思います。

そんな中で、横の連携をしっかりとっていくという面で進化、発展が必要だというふうに思っております。

そんな中で、今回につきましては、いわゆる担当課所管の部分についての取組でございます。

そんな中で、幅広く…SDGs というのはもちろん幅広い取組でございますので、幅広いSDGs、課題に対してのSDGsを取り入れた解決を進めていただきたいと思います。

そんな中で、非常に幅広く取り組むことはもちろん大切なんですけど、手段と目的をしっかりと理解をして、働き方改革というのが今世の動きでもございますので、しっかりと働き方も踏まえながら取組を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

以上、賛成の立場から意見を述べさせていただきました。

○議長（木下一己君） ほかに討論ありませんか。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第8 承認第1号「専決処分（第1号）の承認を求めることについて」及び日程第9 承認第2号「専決処分（第2号）の承認を求めることについて」を一括議題といたします。

両案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて及び承認第2号 専決処分（第2号）の承認を求めることについては、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、国の平成30年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の関係法令の改正がなされ、平成30年4月1日から施行されることに伴い、改正を必要とする「下川町税条例等の一部を改正する条例」及び「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、平成30年3月31日をもって専決処分としたものであります。

税条例の主な改正の内容を申し上げますと、「個人町民税の基礎控除等の見直し」、「法

人町民税の電子情報処理組織による申告義務の創設」、「わがまち特例の拡充に係る固定資産税の減額措置」及び「町たばこ税の税率引き上げ等の見直し」などについて定めるものであります。

また、国民健康保険税条例の主な改正の内容につきましては、「基礎課税額の課税限度額の引き上げ」及び「低所得者に対する保険税の軽減措置について拡充を図る」ものであります。

ここに議会に御報告申し上げ、その承認を求めますので、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、副町長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 説明を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） それでは、承認第1号 専決処分（第1号）下川町税条例等の一部を改正する条例及び承認第2号 専決処分（第2号）下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、下川町税条例等の一部を改正する条例の改正内容ですが、お手元に配付をしております承認第1号説明資料によりまして説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず1ページ目でございますが、第1条関係の町民税の改正であります。

1番につきましては、個人町民税の非課税の範囲の見直しに伴うものでございまして、その1段目につきましては、非課税措置の対象となる前年の合計所得金額について、現行125万円以下から135万円以下に改正する内容でございます。

2段目につきましては、配偶者に関する用語の改正に伴うものでございまして、これまでの控除対象配偶者を同一年計配偶者と改正するものでございます。

3段目でございますが、均等割非課税基準を10万円引き上げる改正でございまして、これまでの所得の合計額の計算方法で得た金額に10万円を加算した金額以下の場合に非課税とする内容でございます。

4段目につきましては、所得割非課税基準を同じように10万円引き上げる改正でございまして、均等割と同様に所得の合計額の計算方法で得た金額に10万円を加算した金額以下の場合に非課税とする内容でございます。

施行日につきましては、2段目の用語の改正が平成31年1月1日から、それ以外については平成33年1月1日からとなっているところでございます。

次に、2番の所得控除についてです。

これについては、これまで所得制限のなかった基礎控除の適用範囲について、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者を対象とするものでありまして、所得が2,500万円を超える納税義務者については、基礎控除を受けられなくなるものでございます。

また、次の3番の調整控除につきましても同様でございまして、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者を対象とするものであります。

施行日につきましては、いずれも平成 33 年 1 月 1 日からとなっております。

次に、4 番でございますが、こちらについては、第 48 条に 3 項追加する改正でございます。資本金 1 億円以上の特定法人に対しまして、法人町民税の確定申告書などの提出について、電子申告を義務づけるものでございます。

施行日は、平成 32 年 4 月 1 日からとなっております。

次に、5 番でございますが、こちらについては、第 52 条に 4 項追加するものでございます。

更正があるべきことを予知して提出した修正申告及び詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正に係る納期限の延長の場合の延滞金の計算期間を見直す改正でございます。

施行日は、平成 30 年 4 月 1 日からとなっております。

次、2 ページをお開きください。

(2) の固定資産税です。

1 番については、法律の定める範囲内で中央公共団体が課税標準額の特例割合等を条例で定めることができるわがまち特例についての追加でございます。

電気事業者による再生可能エネルギー、電気の調達に関する特別措置法の改正によりまして、再生可能エネルギーによる発電設備の区分が見直され、整理されたことに伴うものでございます。

現行では、再生可能エネルギーの発電設備について、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの 5 区分の発電設備について、それぞれ課税標準額の減額措置が講じられておりましたが、法改正によりまして、それぞれの規模に応じて 10 区分に見直され、課税標準額の減額基準が定められることにより改正するものでございます。

平成 30 年 4 月 1 日から施行となっております。

次、2 番目については、宅地等の価格の特例対象年度の改正でございます。現行、平成 27 年度から平成 29 年度までを 3 年間延長いたしまして、平成 30 年度から平成 32 年度までとするものでございまして、平成 30 年 4 月 1 日から施行となっております。

次に、3 ページ、(3) の町たばこ税でございます。

たばこ税に関しましては、新たに加熱式たばこの区分の創設、課税方法の見直しとともに、税率を段階的に引き上げる改正によるものでございまして、まず 1 番でございますが、第 92 条第 1 項を追加して、新たに加熱式たばこの区分を創設するものでございます。

2 番目につきましては、93 条の 2 第 1 項を追加し、加熱式たばこの喫煙用具で、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又は混合物が充填されたものは、製造たばことみなしてたばこ税法及び地方税法の規定を適用し、加熱式たばことする改正でございます。

3 番目でございますが、加熱式たばこに係る課税方法の見直しを行うものでございます。

現行の第 1 号、重量 1 g を紙巻きたばこ 1 本に換算する方法に加えまして、第 2 号で、重量…これはグリセリン等の溶液を含むものでございますが、こちら 0.4 g を紙巻きたばこ 0.5 本に換算する方法と、第 3 号で、小売価格を紙巻きたばこ 0.5 本に換算する方法を組み合わせた課税方法とする内容でございます。5 年間かけて段階的に移行していくものとなります。

4 番につきましては、たばこ税の税率の改正でございます。1,000 本につき 5,262 円

の税率を5,692円とするものがございます。

1番から4番まで、平成30年10月1日から施行するものです。

次に、4ページ、第2条関係でございます。

まず、1番につきましては、加熱式たばこの税率を段階的に変更する内容でございます。

換算本数に乗じる係数について、第1号では0.8を0.6に、第2号及び第3号ではそれぞれ0.2を0.4に改正するものでありまして、施行日は平成31年10月1日となっております。

次に、第3条関係でございます。

まず、1番が加熱式たばこの税率の変更でありまして、それぞれ換算本数に乗じる係数を改正するものがございます。

また、2番については、たばこ税の税率の改正でありまして、1,000本につき5,692円を6,122円と改正するもので、平成32年10月1日から施行するものであります。

次に、第4条関係です。

こちらについては、第3条関係で説明した内容と同様でございます。換算本数に乗じる係数と税率について改正をするもので、平成33年10月1日から施行するものがございます。

次に、5ページの第5条関係についてですが、加熱式たばこの税率については、5年かけて段階的に移行してまいります。平成34年10月1日から本来の新換算方法とするための改正でございます。

次に、第6条関係ですが、平成27年5月に改正をしまして下川町税条例の一部を改正する条例、平成27年下川町条例第20号でございますが、附則を改正する内容でございます。

まず、1段目については、平成27年度税制改正で講じました3級品の製造たばこに係る国及び地方たばこ税並びにたばこ特別税の税率の経過措置期間について、平成31年9月30日まで6か月間延長するものです。

2段目については、紙巻たばこの3級品の手持品課税の税率について、1,262円から1,692円に改正する内容でございます。いずれも平成30年10月1日から施行するものがございます。

以上が下川町税条例等の一部を改正する条例の説明でございます。

続きまして、下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

承認第2号説明資料を御覧いただきたいというふうに思います。

こちらについては、地方税法の一部改正に伴いまして、国民健康保険税について改正するものがございます。

まず、1番でございますが、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額について、現行の54万円から58万円に引き上げる改正でございます。

また、2番でございますが、低所得者の負担を軽減する措置といたしまして、5割軽減の世帯において基礎控除額に加算される控除額について、27万円から27万5,000円に増額するものがございます。

また、2割軽減世帯における基礎控除額に加算する控除額については、49万円を50万

円に増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、承認第1号及び承認第2号を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） まず、施行日がいろいろ違うんですけども、町税にどのぐらい影響があるのか。

それから、国民健康保険税…これにおいてもどのぐらいの…今回の改正によって影響があるのかをお尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） まず、町民税にどれぐらい影響があるかということでございますが、町民税の関係については、それぞれ基準が増額をされてございますが、一方で所得税の算定に伴います基礎控除の部分の改正もされております。プラスマイナス…基礎控除が10万円上がって、こちらの方が10万円増額になるということでございますので、基本的にはそれほど大きな影響はないかなというふうに思っておりますが、ただ、施行月日がいろいろと変化してまいりますので、その人数等によって…それほど大きな変化はないかなというふうに考えているところです。

それから、国保の関係でございますが、こちらについてもそれほど大きな額の変更がないというふうに考えてございまして、この区分の変更に伴いまして、5割軽減、2割軽減の人数等が若干変更になってまいりますけども、総額合わせて7、8万円の減額ということではないかということで、今試算をしているところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、承認第1号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、承認第2号は、承認することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成30年第2回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午後3時29分 閉会

○議長（木下一己君） ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員の皆様には、時節柄御多用のところ、本臨時会に御出席を賜り、提案させていただきました案件全てにおいてお認め頂き、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。特にお認め頂いた補正予算につきましては、SDGsの取組による関係予算であります。本町の次期総合計画の策定はもちろんのこと、ゴール11番目にあります下川町民が住み続けられるまちづくりを目指して、確固たるビジョンを創造してまいりたいと存じますので、今後とも変わらぬ御指導と御示唆を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（木下一己君） 以上をもって散会とします。御苦労さまでした。